

「交通労働災害防止のためのガイドライン」のポイント（抜粋）

4 教育の実施

◇雇入れ時の教育

交通法規、改善基準告示などの遵守、睡眠時間の確保、飲酒による運転への影響、睡眠時無呼吸症候群の適切な治療、体調の維持の必要性について教育を行いましょう。必要に応じて、ベテランが添乗し、実地の指導をしましょう。

◇日常の教育

改善基準告示の遵守、十分な睡眠時間の確保、交通事故発生情報、デジタル・タコグラフ、ドライブ・レコーダーの記録などから判明した安全走行に必要な情報に関する事項、交通安全情報マップ、関係法令改正などについて教育を行いましょう。

◇交通危険予知訓練

イラストシート、写真などを使って、危険性を予知し、防止対策を立てることによって、安全を確保する能力を身につけさせる交通危険予知訓練を実施しましょう。

【参考】独立行政法人自動車事故対策機構の関連ページ →



5 交通労働災害防止に対する意識の高揚

◇交通労働災害防止に対する意識の高揚

ポスターの掲示、表彰制度、交通労働災害防止大会の開催などにより、運転者の交通労働災害防止に対する意識の高揚を図りましょう。

◇交通安全情報マップの作成

交通事故発生情報、デジタル・タコグラフやドライブ・レコーダーの記録、交通事故の危険を感じた事例（ヒヤリ・ハット事例）に基づき、危険な箇所、注意事項を示した交通安全情報マップを作成し、配布・掲示などを行いましょう。

【参考】職場のあんぜんサイトの関連ページ →



7 健康管理

◇健康診断

運転者について健康診断を確実に実施し、保健指導をしましょう。

所見が認められた運転者には、「健康診断結果に基づき事業者が講ずべき措置に関する指針」に基づき、適切な対応をしましょう。

【参考】「健康診断結果に基づき事業者が講ずべき措置に関する指針」全文 →



◇面接指導

長時間にわたる時間外・休日労働を行った運転者については、面接指導とともに、労働時間の短縮などの適切な対応をしましょう。

◇心身両面にわたる健康の保持増進

事業場での健康の保持、増進に努めましょう。

◇運転時の疲労回復

運転者に対して、ストレッチなどで運転時の疲労回復に努めるよう指導しましょう。

8 その他

◇異常気象などの対応

異常気象や天災などの場合は、安全を確保するため、走行の中止や一時待機など運転者に必要な指示をしましょう。

◇自動車の点検

事業者は走行前に必要な点検をして、異常があった場合は、直ちに補修などの措置を取りましょう。

◇自動車に装備する安全装置等

自動車に必要な安全装置を装備しましょう。